

最高裁秘書第3601号

令和6年12月20日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る諮詢について（通知）

10月25日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢しましたので、通知します。

記

弁護士任官者については、事件の引継等その他の事情がある場合、個別の希望を踏まえて、本来の採用日よりも期間を空けて採用するなどの配慮をしていることが分かる文書（最新版）

（担当）秘書課（文書開示第二係）電話03（4233）5240（直通）